

令和2年分

★ News 所得税の確定申告・納付期限の延長について

確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)が新型コロナウイルスに係る特措法に基づく非常事態宣言の期間と重なることから、申告・納付期限は全国一律で4月15日まで延長され、これに伴い振替納税を利用している人の振替日も延長されました。

【申告期限・納付期限】

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

【振替日】(振替納税を利用している人)

税目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

★ News 『会社法』改正 → 3月1日施行

令和元年12月に公布された改正会社法が今年3月1日施行されました。会社を巡る社会経済情勢の変化に対応し、株主総会の運営や取締役の職務執行の適正化を図ることを主な目的としています。

【会社法改正のポイント】

- ① 役員が負担する損害賠償金への会社補償を約する補償契約や、会社役員賠償責任保険(D&O保険)契約に関する規律を規定
- ② 上場会社等の社外取締役の設置義務化
- ③ 上場会社等の取締役の個人別報酬決定の透明化

※「上場会社等」とは、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)であって、有価証券報告書の提出義務がある会社及び監査等委員会設置会社

★ News 『高齢者雇用安定法』改正 → 4月1日施行

少子高齢化・人口減少の中、働く意欲のある高齢者の就業機会を確保するための改正法が今年4月1日施行されます。但し、この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。

現行の『高齢者雇用安定法』

【65歳までの雇用確保(義務)】

- \* 60歳未満の定年禁止
- \* 65歳までの雇用確保措置(再雇用制度等の導入)



改正のポイント(65歳までの雇用確保義務に加えて)

【70歳までの就業機会の確保(努力義務)】

- \* 70歳までの定年引上げ
- \* 70歳までの再雇用制度等の導入
- \* 70歳まで継続的業務委託契約制度等の導入

★ Memo 令和3年「祝日」の移動

東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて、令和3年に限り、国民の祝日が移動します。(内閣府)

海の日	7/19	→	7/22	
スポーツの日	10/11	→	7/23	オリンピック開会式
山の日	8/11	→	8/8	オリンピック開会式

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所

税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902

FAX 052-911-8259

http://www.tanakaaccountingfirm.jp/

